

令和元年 6 月 27 日

三木市地域公共交通会議 委員各位

名 称 三木市
住 所 三木市上の丸町 10 番 30 号
代表者の氏名 三木市長 仲田 一彦

自家用無償旅客運送の一部変更について

このたび、自家用無償旅客運送の一部変更について、下記のとおり報告します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

三木市
三木市上の丸町 10 番 30 号
三木市長 仲田 一彦

2. 自家用自動車無償旅客運送の種別

「市町村運営無償運送：交通空白輸送」

路線又は運送の区域

(1) 路 線（交通空白輸送に係るもの）

【既に運行している系統】

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
1	口吉川町公民館 三木市口吉川町殿畑 144	久次・里脇・桃坂	口吉川町公民館 三木市口吉川町殿畑 144	2 6 km
※上記路線を基軸とし、バス停や町内の診療所・公民館等へデマンド運行する。				
2	別所町公民館 三木市別所町西這田 1-10	相野・高木西 B S 三木別所郵便局	別所町公民館 三木市別所町西這田 1-10	2 0 km
3	別所町公民館 三木市別所町西這田 1-10	下石野・和田 近藤・高木西 B S	別所町公民館 三木市別所町西這田 1-10	1 3 km
4	別所町公民館 三木市別所町西這田 1-10	相野・興治 B S 大山	別所町公民館 三木市別所町西這田 1-10	1 5 km
5	自由が丘中公園 バス待合施設 三木市志染町中自由が丘 2丁目372番地の13	志染駅・自由が丘本町・ 恵比須駅・服部病院	自由が丘中公園 バス待合施設 三木市志染町中自由が丘 2丁目372番地の13	9 km
6	自由が丘中公園 バス待合施設 三木市志染町中自由が丘 2丁目372番地の13	東自由が丘 1丁目～3丁目	自由が丘中公園 バス待合施設 三木市志染町中自由が丘 2丁目372番地の13	5 km
7	細川町公民館 三木市細川町豊地 55-1	大二谷	細川町公民館 三木市細川町豊地 55-1	2 2 km
8	細川町公民館 三木市細川町豊地 55-1	高畑・脇川	細川町公民館 三木市細川町豊地 55-1	1 7 km

【新規に運行を開始する系統】

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程

【既に運行している系統のうち、変更を要する系統】

	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
1	細川町公民館 三木市細川町豊地 55-1	大二谷	細川町公民館 三木市細川町豊地 55-1	2 2 km

※キロ程の（ ）書きは、変更前、下段は変更後を示す。

(2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
三木市役所	兵庫県三木市上の丸町10番30号

5. 事務所ごとに配置する自家用無償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市町村福祉輸送						合計 (軽)
	バ ス	普通自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン車 (軽)	小 計 (軽)	
三木市		5	5	()	()	()	()	()	0 (0)	5 (0)

6. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白地輸送	市町村福祉輸送
①三木市口吉川町地内 ②三木市別所町地内 ③三木市自由が丘本町及び志染町自由が丘地内 ④三木市細川町地内	

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

（必要に応じ関係資料を添付のこと）

【路 線】 全路線

【対 価 の 額】 無 償

【無償とする理由】

当該地域は一部に路線バスが運行しているものの、バス停へ行くことから困難な高齢者が多く存在している交通空白地である。

こうした状況の中、地域住民の危機感は強く、「地域の助け合い」として住民による自主運行バスの組織が立ち上がっている。

また、本市の特色である地域密着型の市立公民館が地域の中心にあり、今後、ますます進行する少子高齢社会において、まちづくりを進める上では住民が自主運行する「地域ふれあいバス」が不可欠であり、前述のとおり「地域の助け合い」が活動理念であることから、運賃を無償とする。

【一部変更する理由】

運行系統7におけるバス停「増田」付近の運行ルートについて、次に掲げる理由により、集落内の道路から県道を通る運行ルートに変更する。

(理由)

現行は増田地区内を通る幅員の狭い道路を運行しているが、この道路は近隣の小中学生（豊地小学校及び星陽中学校）の通学路となっていることに加え、農繁期にはトラクターの通行頻度が高いことから、運行ルートを変更することにより地域ふれあいバス及び小中学生の安全の向上を図る。

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿（口吉川町）

三木市が実施する自家用無償旅客運送について、運転者として就任することを承諾します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※運転者は、国土交通大臣が認定する「市町村運営有償運送等運転者講習」を修了済みである。

※中途加入する運転者は「市町村運営有償運送等運転者講習」を修了するまで運転できないこととする。

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿（別所町）

三木市が実施する自家用無償旅客運送について、運転者として就任することを承諾します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※運転者は、国土交通大臣が認定する「市町村運営有償運送等運転者講習」を修了済みである。

※中途加入する運転者は「市町村運営有償運送等運転者講習」を修了するまで運転できないこととする。

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿（自由が丘）

三木市が実施する自家用無償旅客運送について、運転者として就任することを承諾します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※運転者は、国土交通大臣が認定する「市町村運営有償運送等運転者講習」を修了済みである。

※中途加入する運転者は「市町村運営有償運送等運転者講習」を修了するまで運転できないこととする。

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿（細川町）

三木市が実施する自家用無償旅客運送について、運転者として就任することを承諾します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※運転者は、国土交通大臣が認定する「市町村運営有償運送等運転者講習」を修了済みである。

※中途加入する運転者は「市町村運営有償運送等運転者講習」を修了するまで運転できないこととする。

運行管理の責任者 就任承諾書
(口吉川町・別所町・自由が丘【西】【東】・細川町)

三木市が実施する自家用無償旅客運送について、運行管理の責任者として就任することを承諾します。

令和 年 月 日

住 所 三木市上の丸町10番30号
氏 名 三木市都市整備部交通政策課
課長 田中 栄一

登録番号	———
運送の主体 (申請者名)	三木市 三木市長 仲田 一彦

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 (三木市役所)

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

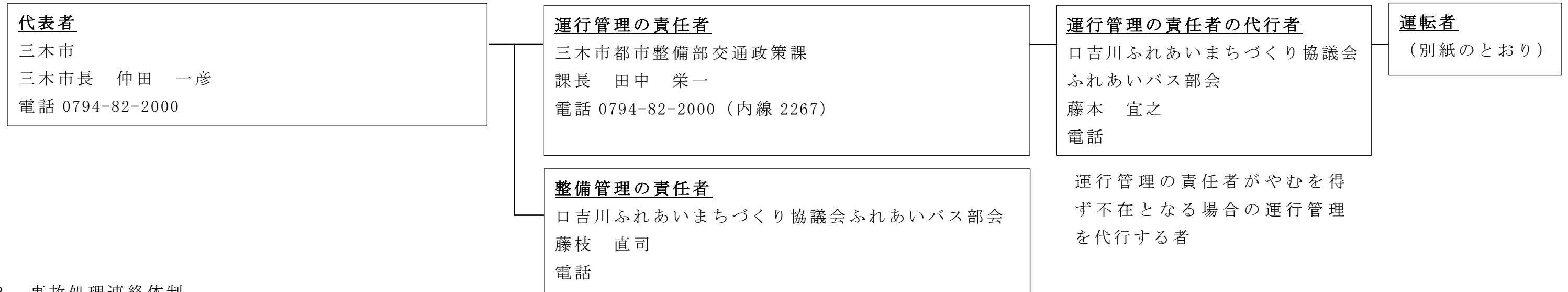
No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1	田中 栄一			

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

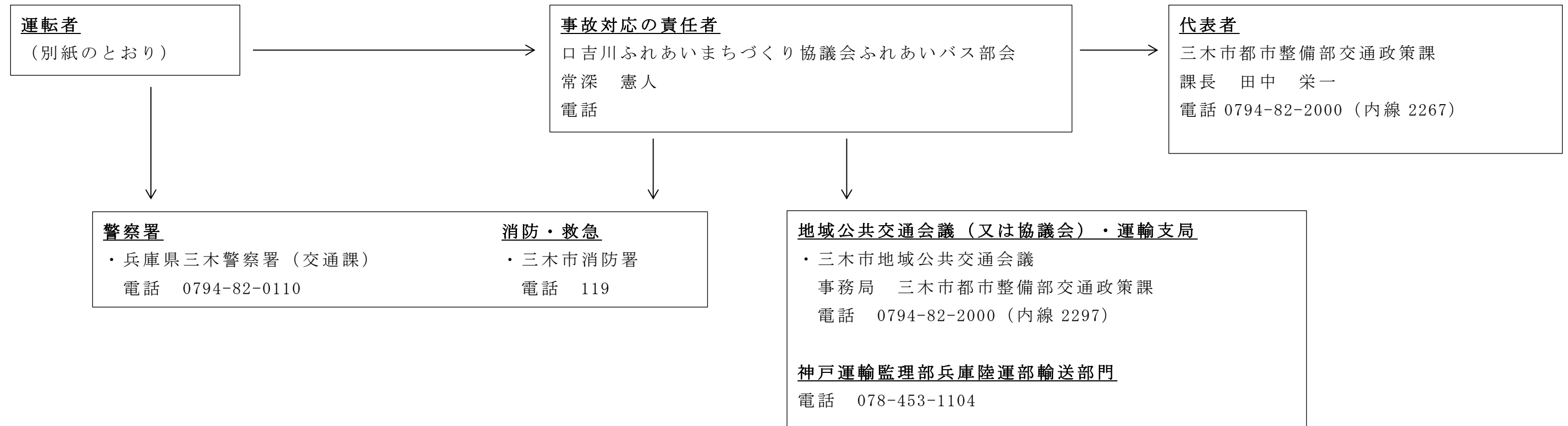
No	氏 名	住 所
1	藤枝 直司	口 吉 川
2	吉田 一茂	別 所
3	見口 敏郎	自由が丘【西】
4	見口 敏郎	自由が丘【東】
5	藤平 宗純	細 川

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 (口吉川町)

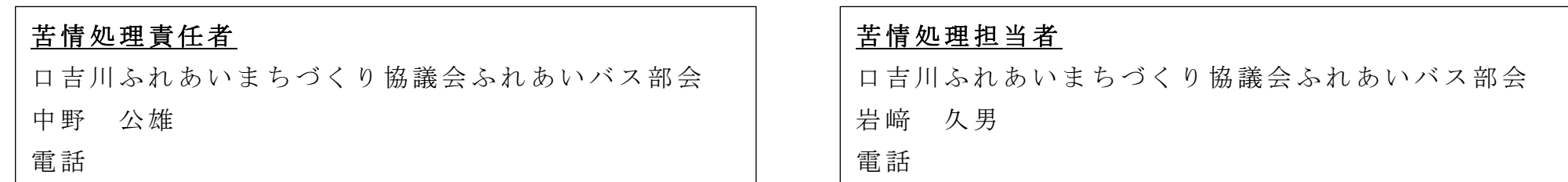
運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制

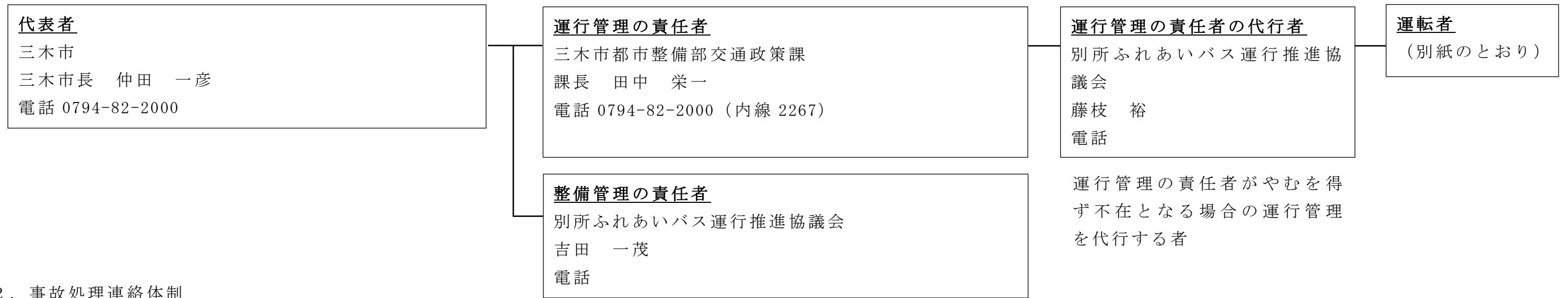


3. 苦情処理体制

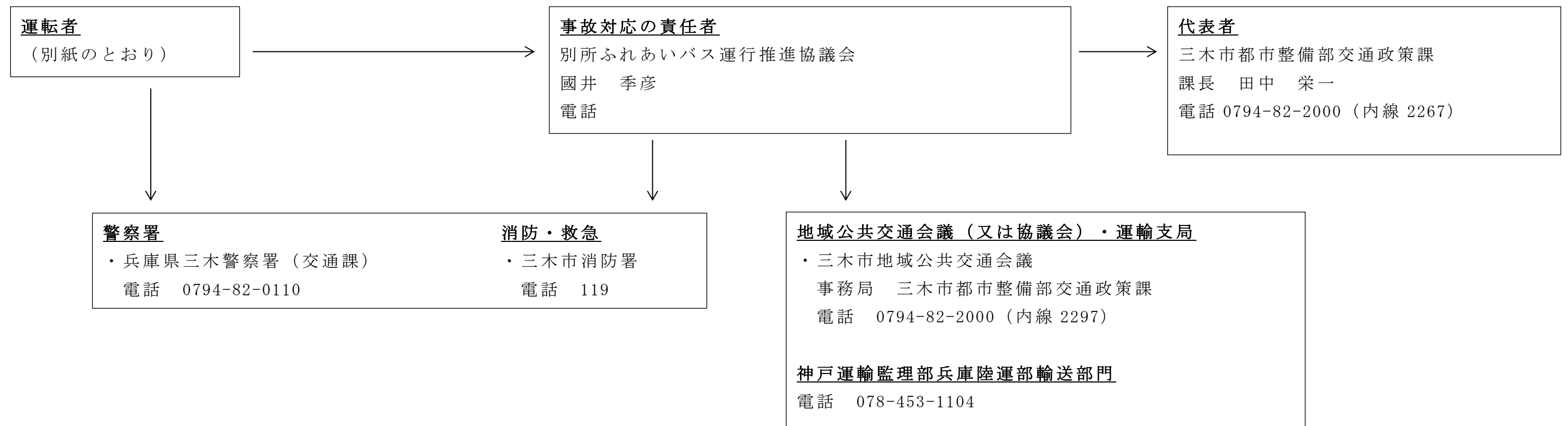


(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 (別所町)

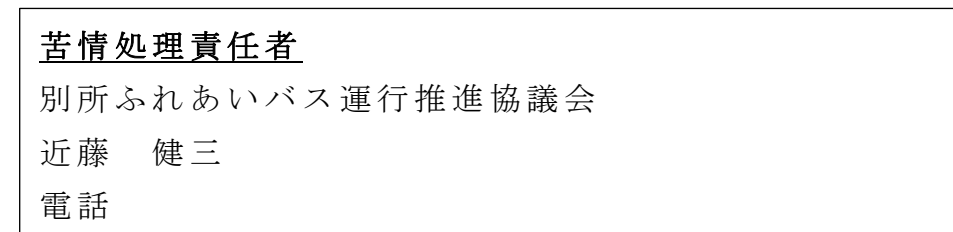
運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制

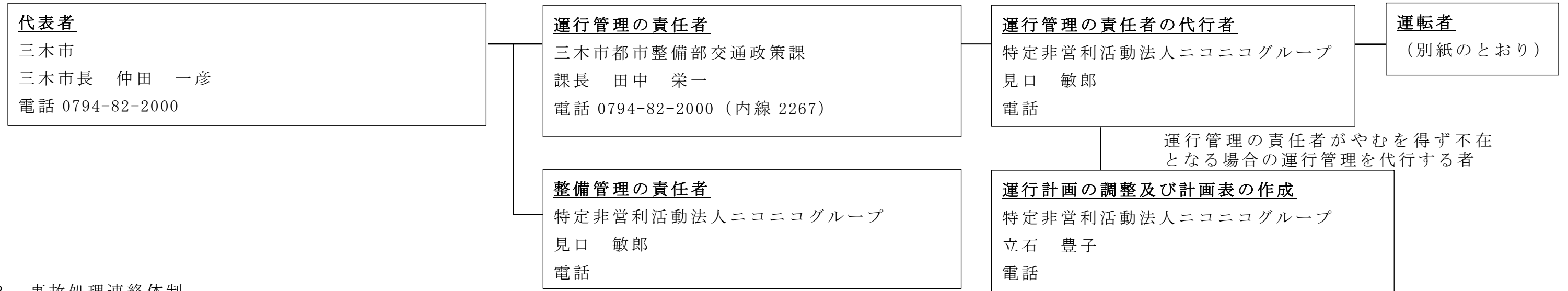


3. 苦情処理体制

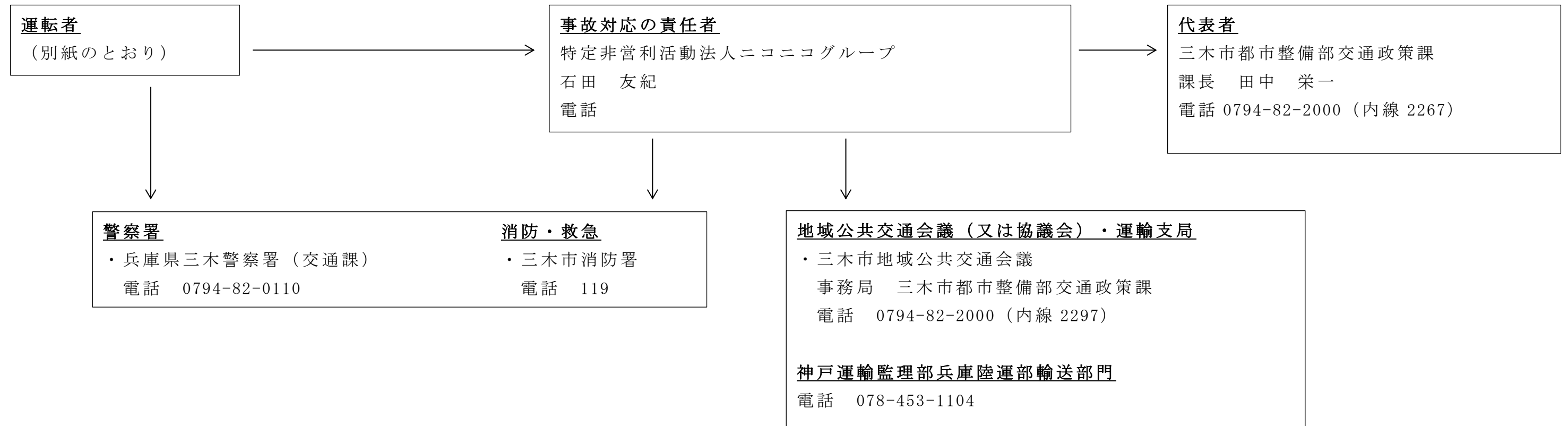


(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統 (自由が丘) 【西ルート・東ルート兼務】

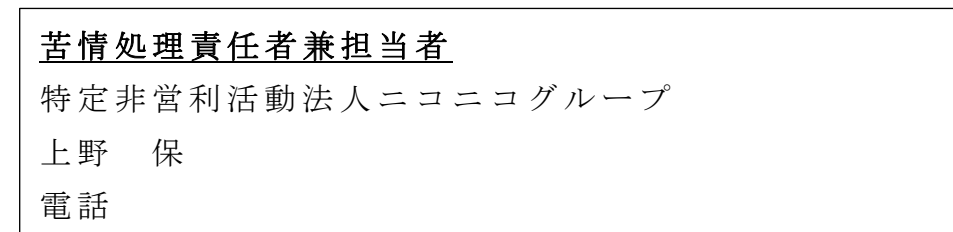
運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制

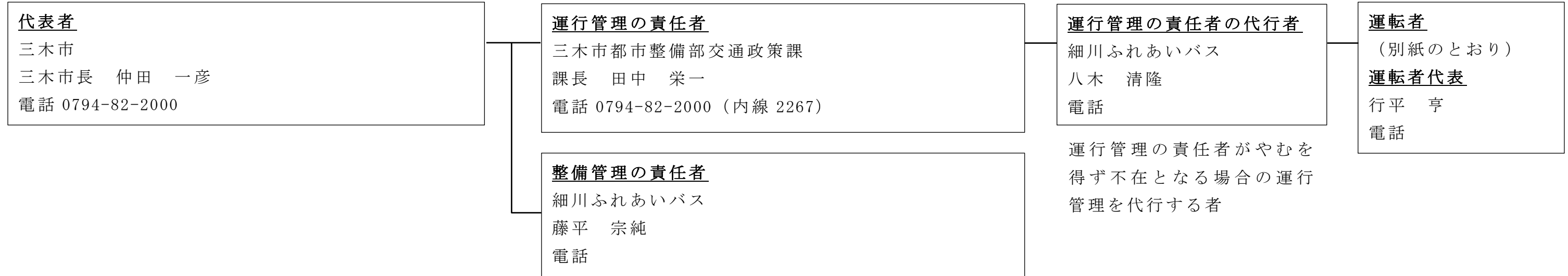


3. 苦情処理体制

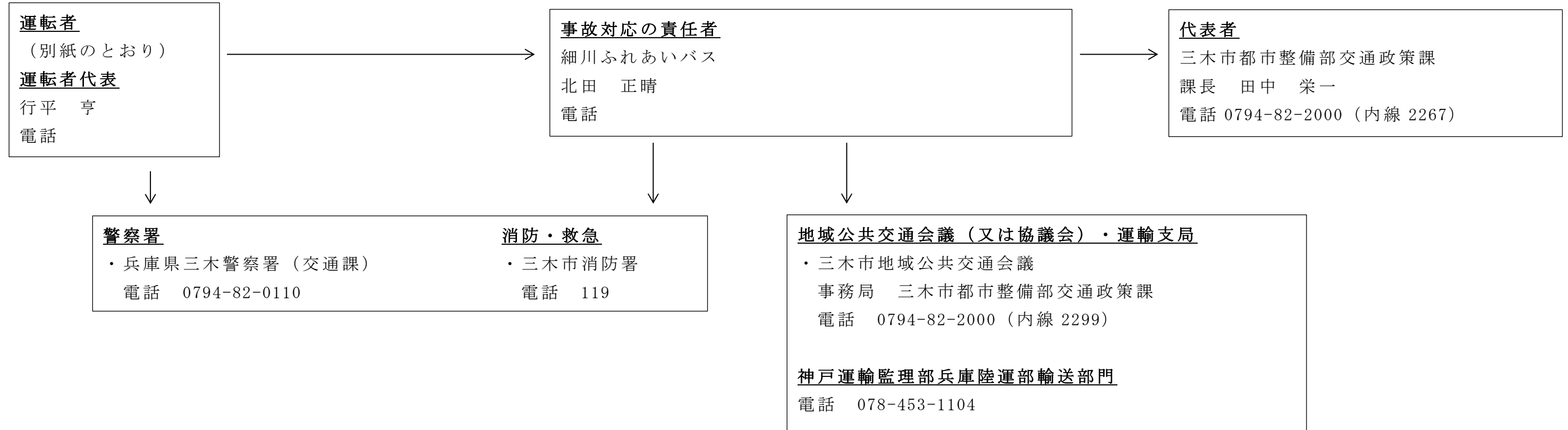


(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統（細川町）

運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制

